

総 第183号
平成21年8月11日

よこはま市民オンブズマン
代表幹事 森田 明 様
間瀬 辰男 様
岸根 正次 様
阪田 勝彦 様

公立大学法人 横浜市立大学
理事長 本多 常高



7月27日付で照会のありました件につきまして、次のとおり回答します。

@ 3 について

「奨学寄附金の寄付者について傾向は解析していない」とのことであるが、解析をしていないということは是正策の策定もしていないということか。

(回答)

研究費の不正使用の再発防止に向けては、平成21年3月に「研究費の使用にあたり不正行為を行わない」旨を盛り込んだ確認書の提出を研究者に義務付けたほか、5月には、学内に「研究費不正防止計画推進委員会」を設置しました。

今後とも、より一層、研究費の適正執行の確保に向け、研究費の使用ルールの徹底や不正防止に関する意識啓発等の取組を進めていきます。

@ 4 について

(1) 質問の趣旨は、永年の兼務と事件との関係について見解を問うことにある。関係についての見解を回答できないということは、対策も講じていないということか。

(回答)

病院長の兼務の解消については、以前より取り組んできたところです。ご指摘の3部門については、平成15年度に臨床検査部長を、平成19年度に救命救急センター部長を配置いたしましたが、薬剤部については適任者を確保できていない状況です。

(2) 「適任者がいない場合には責任体制を整えるため病院長が兼務することがあります」との回答だが、適任者がいない状態を長期間放置していたのは如何なる理由によるのか。また、「責任体制を整えるため」というが、兼務することが責任体制を整えるということになるということは一般的には理解しがたいので、この点について詳説されたい。

(回答)

配置に向け取り組んできたところですが、一部では適任者がおらず配置できていない状況です。実務としては、薬剤部に副薬剤部長を業務の責任者として配置しており、部門の通常業務に支障のないようにしています。

また、病院長の兼務については、上位者である病院長を充てることにより、病院の組織管理上の責任体制の明確化を図ったものです。

@ 5について

(1) 学生実習費の横浜市収納金としての法的性格は、分担金（地方自治法第224条）使用料（同225条）手数料（同227条）のいずれかに当たると考えるべきである。そうすると、その金額は条例で定めるべきものである。このことについて貴方の見解を求めます。

また、公立大学法人化後は、地方独立行政法人法第23条の料金に当たると考えられるが、貴方の見解はいかがか。

(回答)

学生実習費は受託料であり、地方自治法の分担金、使用料、手数料ではありません。従いまして、地方独立行政法人法第23条の料金には該当しません。

(2) 仮に前記が成り立たないとした場合、湘中央学園との契約関係となると考えられるが、湘中央学園との契約書はあるか。契約書が無いということであれば、どのような法的関係になるか。

(回答)

学生実習の受入は依頼に基づく契約関係にあたり、契約書はありませんが、相手側の依頼文（病院実習のお願い）と当院の実習承諾書により双方で意思確認を行っているところです。

(3) 単価実習生1人10,400円という数字の根拠は何か。

(回答)

金額については、相手方からの提示額と、他の学校からの提示額と同程度であり、また、湘中央学園が他の実習機関に支払っている単価と同じ額であることから、その単価で受け入れることとしました。

(4) 「湘中央学園と話し合いの結果、平成20年度分については是正を行な」ったとあるが、話し合いの結果は文書として存在するか。

(回答)

湘中央学園との話し合いの結果に関する文書はありません。

@ 7について

請求があれば公開するというのではなく、ホームページで公表するというような積極的な方法を取る考えはないか。

(回答)

本学では、奨学寄附金の申込に際して、情報公開の請求があった場合に寄付者名等を公表する旨の案内をしており、現時点でホームページでの公表は考えていません。

今後、大学が有する情報の公開のあり方について、検討していきたいと考えています。

@ 8について

質問は、常駐させることを認めているのかということであり、常駐することが有るか無いかを尋ねているのである。もしあるとすれば、何年も常駐させるということがするのは、如何なるケースで生じているのか。

(回答)

本学では、研究を円滑に遂行するために必要な研究補助者や事務補助者の雇用を認めており、秘書として雇用された者については、複数年にわたって学内で勤務することがあります。

@ 9について

(1) 人材派遣会社からの派遣以前は、誰が雇用していたのか。

(回答)

人材派遣会社からの派遣以前については、前センター病院長が雇用していました。

(2) 杉山の私設秘書への給与は、全額返還させるべきではないかということについての回答が無い。

(回答)

本学では、研究を円滑に遂行するために必要な研究補助者や事務補助者の雇用を認めており、また、当該秘書については、所要の手続を経て雇用されていたことから、当該経費についての返還は考えていません。

@新たに回答を求める事項

1 平成17年2月4日付、同18年2月8日付、同19年2月14日付湘中央生命科学技術専門学校からの「講師のご派遣について(依頼)」による講師派遣をしたことの決裁者は誰で決裁書は存在するか。

(回答)

平成16年度までの法人化以前は、当時の横浜市事務決裁規程別表第2中3(5)により、学長の専決事項です。

平成17年度の法人化以降は、公立大学法人横浜市立大学事務決裁規程第3条第4項及び公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター規程第31条第1項人事に係る事項第5号により、病院長の専決事項です。

なお、決裁書類は存在します。

2 「16,000円/時限+交通費」という講義料は、地方独立行政法人法第23条の料金として適正か。

(回答)

講義料は謝金であり、地方独立行政法人法第23条の料金には該当しません。

3 講義料は誰が収受したか。大学法人以外の者が収受した場合は、そのことは適正といえるか。

(回答)

公立大学法人横浜市立大学職員兼業規定により、講義した本人が収受しています。

4 以上について平成20年度はどうであったか。

(回答)

20年度も上記1～3について同様に対応しております。